

閲覧期間 指名停止措置の日から期間が終了するまで
(令和8年12月16日まで)

指名停止措置に関する調書

1 指名停止措置業者

住 所 (本 店) 東京都港区港南二丁目15番3号
(支 店) 福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号
商号又は名称 NECキャピタルソリューション株式会社

2 指名停止措置期間

令和8年9月17日 ~ 令和8年12月16日 (3か月間)

3 事実の概要

徳島県発注の住基ネットの機器更改において、承認手続きを経ることなく再委託を行った上、再委託先で個人情報を含む外部記録媒体をデータ未消去のまま廃棄した可能性が高いことが判明したもの。

4 指名停止措置理由

上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その1第3号に該当する。
従って、本件については、指名停止3か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その1第3号の抜粋)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑履行等) 3 一般工事等の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内

・適用